平成２２年（フ）第６０３号
高知市朝倉丙1490番地９　二葉コーポ102号
債務者　金子　貞二
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０９号
高知県香南市香我美町下分784番地14
債務者　門田　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１２号
高知市神田45番地１
債務者　宇賀香代子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２２号
高知市桜井町２丁目８番22号
債務者　岩田　文代
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２５号
高知市介良570番地　県住２―302
債務者　伊藤　直人
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６６号
高知市宝永町５番30号　ハイツぱるる302号
債務者　小野山雅之
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６９号
高知市百石町３丁目６番８―303号
債務者　塩田　由美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９号
高知県須崎市大谷471番地
債務者　森光　富雄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第５３号
福岡県直方市大字頓野399番地８
債務者　久野　高秋
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７７号
福岡県直方市大字中泉1065番地
債務者　久野浩太郎
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１１５号
福岡県宮若市四郎丸601番地
債務者　高橋　正法
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３５２号
福岡県久留米市野中町1489番地１　スカイマンション久留米511号
債務者　毛利　森藏
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３５６号
福岡県久留米市荒木町荒木1783番地６
債務者　小原　康伸
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６６号
福岡県田川郡福智町上野3671番地３
債務者　本島　春子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１２７号
福岡県田川市大字夏吉500番地
債務者　竹本　忠義
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１２８号
福岡県田川郡糸田町1652番地
債務者　坂本　嶺子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３０号
福岡県田川郡福智町伊方3269番地４
債務者　髙尾久美惠
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４９４号
大分市生石４丁目２番８号ダイヤモンドビル301
債務者　羽田野恭子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係